

経 済 産 業 省

20210119 貿局第1号
輸出注意事項2021第5号
経済産業省貿易経済協力局

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」（平成14年12月27日付け輸出注意事項14第53号）等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和3年1月27日

経済産業省貿易経済協力局長 飯田 陽一

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」等の一部改正について

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」（平成14年12月27日付け輸出注意事項14第53号）等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和3年1月27日から施行する。

「ダイヤモンド原石の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ダイヤモンド原石の輸出承認について（平成14年12月27日付け輸出注意事項14第53号）

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>1～5 (略)</p> <p>6 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について 当該制度の参加国等については、<u>「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」</u>をご確認ください。</p> | <p>1～5 (略)</p> <p>6 キンバリー・プロセス証明制度参加国等について 当該制度の参加国等については、<u>「経済産業公報及び通商弘報に掲載する「キンバリー・プロセス証明制度の参加国等について（平成17年12月14日付け輸出注意事項17第30号・輸入注意事項17第61号）」</u>をご確認ください。</p> |

「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げる物質の輸出承認について（平成9年7月1日付け輸出注意事項9第36号）

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 輸出承認申請書の記載要領</p> <p>① (略)</p> <p>② 申請理由書には、仕向地(国又は地域名及び議定書締約国(地域を含む。以下「締約国等」という。))であるか否かの別)、買主名及びその住所、最終需要者名及びその住所、輸出貨物の品目名、数量(kg)、最終用途及び製造業者名並びに輸出貨物に含まれる規制物資の名称、含有率(%)、含有数量(kg)、オゾン破壊係数(ODP)を乗じた数量(換算数量(kg))を記入すること。</p> <p>4 輸出の承認</p> <p>輸出の承認は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国等を仕向地とする輸出であって、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、国内需給の状況等を勘案の上、行うこととする。</p> <p>5 <u>議定書締約国等</u></p> <p><u>議定書の締約国等については、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」をご確認ください。</u></p> <p>別紙 (略)</p> <p>別紙様式</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 議定書締約国又は非締約国(地域を含む。)の別</p> <p>3. ～5. (略)</p> | <p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 輸出承認申請書の記載要領</p> <p>① (略)</p> <p>② 申請理由書には、仕向地(国又は地域名及び議定書締約国)であるか否かの別)、買主名及びその住所、最終需要者名及びその住所、輸出貨物の品目名、数量(kg)、最終用途及び製造業者名並びに輸出貨物に含まれる規制物資の名称、含有率(%)、含有数量(kg)、オゾン破壊係数(ODP)を乗じた数量(換算数量(kg))を記入すること。</p> <p>4 輸出の承認</p> <p>輸出の承認は、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国を仕向地とする輸出であって、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、国内需給の状況等を勘案の上、行うこととする。</p> <p>5 <u>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国について</u></p> <p><u>オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国については、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について(平成27年4月22日付け平成27・04・09貿局第1号・輸出注意事項27第6号)」をご確認ください。</u></p> <p>別紙 (略)</p> <p>別紙様式</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 議定書締約国又は非締約国の別</p> <p>3. ～5. (略)</p> |

「特定有害廃棄物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定有害廃棄物等の輸出承認について（平成5年12月14日付け輸出注意事項5第41号）

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| <p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国向けであって、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合（注1） イ・ロ (略) (注1)・(注2) (略) (注3) 輸出の相手国又は条約の<u>締約国</u>（<u>地域を含む。以下「締約国等」という。</u>）である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>③ OECD加盟国向けの場合であつて、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1） イ～ハ (略) (注1)・(注2) (略) (注3) 輸出の相手国又は条約の<u>締約国等</u>である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>(注4) (略)</p> <p>④ (略) イ～ホ (略) (注1)・(注2) (略) (注3) 輸出の相手国又は条約の<u>締約国等</u>である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>(注4)・(注5) (略)</p> | <p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 経済協力開発機構（以下「OECD」という。）加盟国向けであつて、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池を除く。）の場合（注1） イ・ロ (略) (注1)・(注2) (略) (注3) 輸出の相手国又は条約の<u>締約国</u>である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>③ OECD加盟国向けの場合であつて、条約附属書IVBに掲げる処分作業を行うもの（鉛蓄電池に限る。）の場合（注1） イ～ハ (略) (注1)・(注2) (略) (注3) 輸出の相手国又は条約の<u>締約国</u>である通過国が鉛蓄電池の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>(注4) (略)</p> <p>④ (略) イ～ホ (略) (注1)・(注2) (略) (注3) 輸出の相手国又は条約の<u>締約国</u>である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の金銭的保証を講じることを義務付けている場合にあつては、上記ロに代えて、当該措置を講じたことを証明する書類の写し1通を提出することができる。</p> <p>(注4)・(注5) (略)</p> |

4 輸出の承認

(1)・(2) (略)

(3) (略)

① (略)

② 条約の非締約国等(締約国等以外の国又は地域をいう。)への輸出でないこと。

③・④ (略)

⑤ 輸出について輸出の相手国及び条約の締約国等である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国等である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥～⑩ (略)

5 (略)

6 条約の締約国等

条約の締約国等は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について(令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号)」を参照のこと。

4 輸出の承認

(1)・(2) (略)

(3) (略)

① (略)

② 条約の非締約国への輸出でないこと。

③・④ (略)

⑤ 輸出について輸出の相手国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。

ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥～⑩ (略)

5 (略)

(新設)

「化学物質の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○化学物質の輸出承認について（平成18年3月15日付け輸出注意事項18第3号）

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>1～5 （略）</p> <p>6 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国については、<u>「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」</u>をご確認ください。</p> | <p>1～5 （略）</p> <p>6 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国 ロッテルダム条約及びストックホルム条約の締約国については、<u>「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手續に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿易局第1号・輸出注意事項18第4号）」</u>をご確認ください。</p> |

「特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成29年7月24日付け輸出注意事項29第13号）

| 改正後 | 現行 |
|---|--|
| 1～3 (略) | 1～3 (略) |
| <p>4 輸出の承認 (略)</p> <p>(1) 特定水銀の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>ロッテルダム条約の非締約国等</u>（締約国等以外の国又は地域をいう。以下同じ。）への輸出に該当する場合</p> <p>③ <u>水俣条約の締約国</u>（地域を含む。以下「締約国等」という。）への輸出のうち、次のイからハの全てに該当する場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイ及びロを除く。）</p> <p>イ 輸入を行う<u>締約国等</u>が水俣条約第三条6（a）の書面による同意を与えている場合（同条7に基づく包括的な通告を含む。）</p> <p>ロ 水俣条約に基づき輸入<u>締約国等</u>に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>④ <u>水俣条約の非締約国等</u>への輸出のうち、次のイからニの全てに該当する場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイからハを除く。）</p> <p>イ 輸入を行う<u>非締約国等</u>が水俣条約第三条6（b）の書面による同意を与えている場合（同条7による包括的な通告を含む。）</p> <p>ロ 輸入を行う<u>非締約国等</u>が人の健康及び環境の保護を確保する措置並びに水俣条約第十条及び同条約十一条の規定を遵守することを確保する措置をとっていることを書面にて確認できる場合</p> <p>ハ 水俣条約に基づき<u>締約国等</u>に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) 特定水銀化合物の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>ロッテルダム条約の非締約国等</u>への輸出に該当する場合</p> | <p>4 輸出の承認 (略)</p> <p>(1) 特定水銀の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>ロッテルダム条約の非締約国又は地域</u>への輸出に該当する場合</p> <p>③ <u>水俣条約の締約国</u>への輸出のうち、次のイからハの全てに該当する場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイ及びロを除く。）</p> <p>イ 輸入を行う<u>締約国</u>が水俣条約第三条6（a）の書面による同意を与えている場合（同条7に基づく包括的な通告を含む。）</p> <p>ロ 水俣条約に基づき輸入<u>締約国</u>に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>④ <u>水俣条約の非締約国又は地域</u>への輸出のうち、次のイからニの全てに該当する場合（実験室規模の試験研究用、参照の標準用の場合にはイからハを除く。）</p> <p>イ 輸入を行う<u>非締約国</u>が水俣条約第三条6（b）の書面による同意を与えている場合（同条7による包括的な通告を含む。）</p> <p>ロ 輸入を行う<u>非締約国</u>が人の健康及び環境の保護を確保する措置並びに水俣条約第十条及び同条約十一条の規定を遵守することを確保する措置をとっていることを書面にて確認できる場合</p> <p>ハ 水俣条約に基づき<u>締約国</u>に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2) 特定水銀化合物の輸出であって、①及び③、①及び④、②及び③又は②及び④の要件に該当する場合</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>ロッテルダム条約の非締約国又は地域</u>への輸出に該当する場合</p> |

③ 水俣条約の締約国等への輸出のうち、イ及びロに該当する場合
イ 水俣条約に基づき輸入締約国等に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合
ロ （略）

④ 水俣条約の非締約国等への輸出のうち、イ及びロに該当する場合
イ 水俣条約に基づき締約国等に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合
ロ （略）

(3) (略)

5 (略)

6 締約国等

水俣条約の締約国等及びロッテルダム条約の締約国は、「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2021第4号）」を御確認ください。

③ 水俣条約の締約国への輸出のうち、イ及びロに該当する場合
イ 水俣条約に基づき輸入締約国に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合
ロ （略）

④ 水俣条約の非締約国又は地域への輸出のうち、イ及びロに該当する場合
イ 水俣条約に基づき締約国に許可される用途（零細又は小規模な金の採掘用途及び環境上適正な暫定的保管目的を除く。）に該当する場合
ロ （略）

(3) (略)

5 (略)

6 締約国

水俣条約の締約国については、「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け20151023貿局第1号・輸出注意事項27第26号）を御確認ください。

ロッテルダム条約の締約国については、「国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約及び残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の締約国について」（平成18年3月15日付け平成18・03・08貿局第1号・輸出注意事項18第4号）を御確認ください。

「絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等の輸出承認について（平成23年9月1日付け輸出注意事項23第11号）

| 改正後 | 現行 |
|--|--|
| <p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 条約決議12.3に基づき条約締約国等（<u>条約の締約国及び同条約の管理当局に準ずる当局を有する国又は地域をいう。</u>）が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすものとする。</p> <p>イ)～ニ) (略)</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> | <p>1・2 (略)</p> <p>3 輸出承認の申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 輸出承認申請の際の添付書類</p> <p>①～④ (略)</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) 条約決議12.3に基づき条約締約国等が発行した商品見本に係る証明書であって、次の条件を満たすものとする。</p> <p>イ)～ニ) (略)</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> |

「絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○絶滅のおそれのある野生動植物等に係る輸出許可書等の申請手続等について（昭和55年11月1日付け輸出注意事項55第17号）

| 改正後 | 現行 |
|---|---|
| <p>I～IV（略）</p> <p>V 条約の締約国等</p> <p>条約の締約国等については、<u>「輸出貿易管理令又は輸入貿易管理令に係る条約等の締約国等について（令和3年1月27日付け輸出注意事項2021第6号・輸入注意事項2020第4号）」</u>を参照のこと。</p> | <p>I～IV（略）</p> <p>V 条約の締約国等</p> <p>条約の締約国等については、<u>「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の締約国等について（平成19年10月11日付け平成19・10・04貿局第1号・輸出注意事項19第31号）」</u>を参照のこと。</p> |